

○国土交通省告示第四百六十一号
船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五条第三項及び第五十三条第三項の規定に基づき、船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように定める。
令和三年五月二十一日
船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を改正する告示
船舶油濁等損害賠償保障法第四十五条第三項及び第五十三条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をいれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等は、次のとおりとする。	船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等は、次のとおりとする。
一～七（略）	一～七（略）
八・ザ・コナイトッシュ・キングダム・ 〃ヨーチョアル・スドハイム・シップ・ アンドアランス・アソシエーション・リ 〃トウヅ	八・ザ・コナイトッシュ・キングダム・ 〃ヨーチョアル・スドハイム・シップ・ アンドアランス・アソシエーション・リ ロッパ）コマトッシュ
九（略）	九（略）
十 損害保険ジャパン株式会社	十 損害保険ジャパン日本興業株式会社
十一～三十六（略）	十一～三十六（略）

いの告示は、公表の日から施行する。

○東北地方整備局告示第百一十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和三年五月二十一日

一般国道

道路の種類
道路の区域
区間

附則
間敷地の幅員延長
後別前敷地の幅員延長

船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十五条第三項及び第五十三条第三項の国土交通大臣が指定する保険者等は、次のとおりとする。

一～七（略）

八・ザ・コナイトッシュ・キングダム・
〃ヨーチョアル・スドハイム・シップ・
アンドアランス・アソシエーション・リ
〃トウヅ

九（略）

十 損害保険ジャパン日本興業株式会社

十一～三十六（略）

の関係図面は、令和三年五月二十一日から一週間一般の縦覧に供する。

令和三年五月二十一日
東北地方整備局長 梅野 修一

大字渡里字宮田地内

大字渡里字宮田地内